

令和5年度バーチャル埼玉フェスティバル運営等に関する業務

企画提案募集要領

1 委託業務名

令和5年度バーチャル埼玉フェスティバル運営等に関する業務

2 趣旨

バーチャル空間を活用した新たな角度からの魅力発信を県内外へ行うことで、主にデジタルネイティブ世代に埼玉の多彩な魅力を再発見してもらい、埼玉の更なるイメージアップや県政認知度向上等を目指していく。

また、情報収集にWEBやSNSを活用する30～40代世代へバーチャル空間の特徴を活かした観光PR等による誘客や移住等につながる行政サービスを試行することで、埼玉における住みやすさ等の魅力を伝えていき、埼玉への関心等をさらに高めていく。

3 予算額

35,860,000円（消費税及び地方消費税込）

※本事業の契約に係る上限額（税込）であり、予定価格はこの範囲で別途算定する。

4 委託業務の内容

令和5年度バーチャル埼玉フェスティバル運営等に関する業務仕様書のとおり

5 作業条件

- (1) 「2 趣旨」に記載の目的を達成できるよう、バーチャルプラットフォームの制作・提供・運営、そのプラットフォームでのイベント企画・運営などを実施すること。
- (2) 本県職員と綿密な企画調整を行える体制を構築するとともに、その体制を明確にすること。

6 応募資格

応募できるのは、次の項目の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審97-1号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者であること。

7 企画提案参加申込書の提出

令和5年度バーチャル埼玉フェスティバル運営等に関する業務の企画提案に参加を希望する場合は、あらかじめ以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

別紙様式1：令和5年度バーチャル埼玉フェスティバル運営等に関する業務企画提案参加申込書

別紙様式2：募集要領の「6 応募資格」の(1)から(5)までの全てに該当する旨の誓約書

(2) 提出方法

電子メール、持参、郵送

(提出先)

埼玉県県民生活部県民広聴課 魅力発信担当

(住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

(電話) 048-830-2826

(メール) a2840-15@pref.saitama.lg.jp

電子メールの場合は必ず着信確認の電話をすること。

(3) 提出期限

令和5年4月28日(金)午後5時00分まで

ア 持参の場合 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分

イ 郵送の場合は書留とし、上記日時必着のこと

8 質問事項の受付

募集要領の内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和5年4月25日(火)午後5時00分まで

(2) 受付方法

別紙様式3：令和5年度バーチャル埼玉フェスティバル運営等に関する業務企画提案募集要領の内容に関する質問書に記入の上、電子メールで提出すること。

(提出先アドレス) a2840-15@pref.saitama.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った事業者名を伏せて、令和5年4月27日(木)までに県のホームページ(物品・委託等)に掲載する。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0301/virtual_saitama_festival.html

なお、電話による質問には、原則として応じないので注意すること。

9 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

(1) 別紙様式4：令和5年度バーチャル埼玉フェスティバル運営等に関する業務企画提案書

企画提案書に添付する関係書類の様式は任意とするが、「令和5年度バーチャル埼玉フェスティバル運営等に関する業務仕様書」に基づいて、カラーで作成すること。

企画提案書に記載する事項は、令和5年度バーチャル埼玉フェスティバル運営等に関する業務仕様書及び「12 提案を求める事項」を参照し、その他以下の内容も加えること。

ア パンフレット等、法人の事業概要が分かるもの

イ 見積書及び積算内訳書（様式任意）

1 0 企画提案書等の提出方法

- (1) 提出方法 県が指定するファイル送受信システムによるデータ提出とする。
「令和5年度バーチャル埼玉フェスティバル運営等に関する業務企画提案参加申込書」に記載された担当者のメールアドレス宛に県民広聴課からファイル送受信システムを送信するので、それにより企画提案書等の提出を行うこと。
- (2) 提出期限
令和5年5月11日（木）午後5時00分まで
※県民広聴課から送信されたファイル送受信システムにファイルを添付して送信すること。
※必ず着信確認の電話をすること。
※データの形式は PowerPoint 及び PDF の 2 種類とすること。ただし、PDF は PowerPoint の内容をエクスポートしたものに限る。
※データは最大7GB までファイル送受信システムで送信可能であるが、提出する資料を開く際に、できるだけ動作が重くならないよう配慮して資料を作成すること。
※なお、書類審査、プレゼンテーション審査いずれも PowerPoint の資料を用いる予定である。
- (3) その他
 - ア 企画提案書等の提出については、1 提案者につき 1 提案に限る。複数の提案はできない。
 - イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
 - ウ 企画提案書等の作成に係る経費は提案者の負担とする。
 - エ 本委託業務に係る説明会は開催しない。
 - オ ファイル送受信システムは「令和5年度バーチャル埼玉フェスティバル運営等に関する業務企画提案参加申込書」が到着した際に県民広聴課から2日以内に電子メールで送付する。（土日は除く。）

1 1 契約先候補者の選定方法

応募資格及び提出書類を確認後、以下の方法で契約先候補者を選定する。

- (1) 応募者が5者以上の場合
 - ア 第一次審査（書類審査）
 - (ア) 企画提案書ほか提出書類に基づく書類審査を実施する。
 - (イ) 第一次審査の結果は応募者全員に電子メールで連絡する。
 - (ウ) 第一次審査通過者には、第二次審査（プレゼンテーション）を行う。
 - イ 第二次審査（プレゼンテーション）：令和5年5月19日（金）予定
 - (ア) 企画提案書の内容について、プレゼンテーションを行う。
 - (イ) プレゼンテーションは「対面」で実施する。場所は埼玉県庁周辺を予定している。
 - (ウ) プレゼンテーションの時間は、質疑応答を含め40分（プレゼン：20分、質疑応答：20分）程度とする。
 - (エ) プレゼンテーションは、既提出の企画提案書のみを用いることとするが、バーチャルプラットフォームなどの説明のため、アバターを実際に操作して

説明することは認める。

(オ) 第一次審査の通過者には、プレゼンテーションの方法や日時などを第一次審査の結果とともに電子メールで連絡する。

(カ) 審査の結果は、プレゼンテーション実施者全員に電子メールで連絡する。

(2) 応募者が4者以下の場合

ア 提出書類の審査と平行して、企画提案書の内容についてプレゼンテーション(令和5年5月19日(金)予定)の審査を実施する。

イ 企画提案書の内容について、プレゼンテーションを行う。

ウ プレゼンテーションは「対面」で実施する。場所は埼玉県庁周辺を予定している。

エ プレゼンテーションの時間は、質疑応答を含め40分(プレゼン:20分、質疑応答:20分)程度とする。

オ プレゼンテーションは、既提出の企画提案書のみを用いることとするが、バーチャルプラットフォームの説明のため、アバターを実際に操作して説明することは認める。

カ プレゼンテーションの方法や日時などは後日電子メールで連絡する。

キ 審査の結果は、プレゼンテーション実施者全員に電子メールで連絡する。

1.2 提案を求める事項

バーチャルプラットフォームの構築及び運営にかかる次の事項について提案すること。提案に際しては、イメージパースを用いるなど、分かりやすく具体的にその内容を提案すること。

また、過去に同種又は類似する事業に取り組んだ実績等があれば提示すること。(実績がある場合は、当該事例におけるユーザー数や運営期間についても併せて提示すること。)

(1) バーチャルプラットフォームの制作・提供について

ア 仮想空間にアクセス可能となるデバイスの種類及びマシンスペック

イ 使用するプラットフォームの強み・特徴・仕様

ウ 3Dモデリングされたイベント会場の内容全て

エ 各エリアにおける同時接続人数及び同時表示人数

オ アバターの特徴・工夫

カ コミュニケーション機能やユーザー管理等の機能に関する内容

キ ユーザーが操作可能な内容

(2) バーチャルプラットフォームの運営について

ア 個人情報の管理やサーバーへの不正アクセスの防止等のセキュリティ対策(使用する機材やソフトウェア、ネットワークの構築方法等、サーバー提供に関する具体的な内容を含む)

イ バーチャルプラットフォーム運用上のサービスレベル(稼働時間/計画停止の周知・報告/メンテナンスの頻度/セキュリティログやアクセスログの取扱い/サービスデスク対応等)

ウ 仮想空間への出展、仮想空間の提供にかかる管理・運営手法

(3) バーチャルイベントの企画・運営

「空間オープンイベント」及び「集客イベント」それぞれについて提案を行うこと。

ア 各会場における、多くのユーザーを呼び込み、参加ができる魅力的なイベント企画・展開計画

イ 内容、演出などでイベントを盛り上げる工夫

ウ その他に空間全体を使った魅力的なイベントを開催できる場合はその企画

エ イベント空間への入口や参加者の管理等、イベントの運営手法

オ 「空間オープンイベント」については、さらにリアルイベントとの連動における企画

(4) ランディングページの企画・運営

ア 制作するWEBサイトの内容

イ SNS等での広報施策

(5) 事業推進の考え方について

各業務項目の遂行に当たっての考え方、体制

(6) その他

バーチャルプラットフォームの構築・運営等に係るトータルコストの積算方法を提案すること（見積書などで可）。

1.3 契約先候補者の決定方法

令和5年度バーチャル埼玉フェスティバル運営等に関する業務契約先候補者選定委員会により、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制などを総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に決定する。

1.4 契約の相手方の決定方法

- (1) 業務内容に関する細目事項について、提案された内容を加え、契約先候補者と県の間で協議の上、委託契約書を締結する。
- (2) 契約先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に事故のある場合等により契約先候補者としての資格要件を失ったときは、契約先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、選定委員会において評価点が2番目に高かった者を新たに契約先候補者とする。
- (3) 当該企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになった時は、県は企画提案競技の決定を取り消す。

1.5 その他留意事項

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
- エ 指定する提出期限を過ぎて提出（到達）したもの
- オ 「9 企画提案書等の提出」に示す提出書類がないもの
- カ 参加申請書に申請者の記名のないもの
- キ 予算上限額を超える金額で見積書を提出したもの

1 6 埼玉県担当者連絡先
埼玉県県民生活部 県民広聴課 魅力発信担当
電話 048-830-2826 FAX 048-822-9284
メールアドレス a2840-15@pref.saitama.lg.jp